

# 持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面しているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んでいるが、消費税・地方消費税の10%への引上げについては、平成31年10月まで再延期された。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策については、地域の実情に即して実施するなど、懸命の努力を傾注している。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることにかんがみ、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

## 記

### 1. 社会保障に係る安定財源の確保について

(1) 子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進し、持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の安定財源を確実に確保すること。

既に、都市自治体においては、「社会保障・税一体改革」の一環として、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでおり、消費税・地方消費税10%への引上げの再延期により、これら都市自治体が発行する社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

### 2. 新たな専門医制度について

新たな専門医制度については、プロフェッショナルオートノミー（専門職自律）の建前のもと、現在、日本専門医機構において研修プログラムを検討しているところであるが、すべての医師を同機構の認定する専門医に振り分けるとなると、多く

の専門科を整備できない中小病院での診療が困難になる、あるいは大学病院や大病院の所在地以外の地域は医師不足が助長される等の恐れがある。

国は、新たな専門医制度の構築に当たっては、地域における医療の確保と住民の健康維持に責任を持つ都市自治体の意見を十分に踏まえ、国民的議論を重ね、慎重に対応すること。

### 3. 国民健康保険制度について

(1) 平成 27 年度から実施している保険者への財政支援の拡充 1,700 億円の公費投入を継続するとともに、平成 30 年度以降の保険者努力支援制度等の実施のための 1,700 億円の公費投入を確実に実施すること。

また、財政安定化基金については、平成 32 年度末までとされている必要な積み増しを速やかに行い、2,000 億円規模を確実に確保すること。

(2) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成 30 年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。

(3) 今後も引き続き医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

### 4. 介護保険制度について

(1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、保険者の責めによらない要因による第 1 号保険料の水準格差の調整を行う調整交付金については、その本来の機能を損なう見直しは行わないこと。

(2) 社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,400 億円は確実に確保すること。

(3) 介護人材の確保が困難を極め、労働力人口が減少していく中、安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善等の抜本的な対策に早急に取り組むとともに、介護サービスの質と量の確保に向け、多様な人材の確保やキャリアパスの確立などの施策を強力に推進すること。

(4) 介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

- (5) 平成 30 年度においては医療・介護報酬が同時に改定されることから、都市自治体における予算編成、条例改正、保険料改定等の手続きが円滑に行うことができるよう、速やかな情報提供を図ること。

## 5. 子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることにかんがみ、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。
- (3) 待機児童解消に向け、保育士の処遇改善等の対策を強化すること。また、すべての施設が安定的に運営できるよう公定価格を適切に設定するとともに、保育所等施設整備交付金については、十分な財政措置を講じたうえで、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。さらに、幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸案事項の解消を図る措置を講じること。
- (4) 子ども達の将来がその家庭の事情等に左右されてしまうことがないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策を更に総合的に推進すること。

## 6. 生活保護制度等について

- (1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
- なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 生活保護の医療扶助費については、医療の高度化、高齢化の進展に伴って増加を続けており、医療扶助の適正化について具体的な取組を進めること。
- (3) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営

や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

- (4) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

## 7. 障害者施策の充実について

- (1) 平成 30 年 4 月の障害者総合支援法等一部改正法の本格施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。
- (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー・街づくり）を積極的に展開することにより、障害者の自立・社会参加を更に促進すること。このために都市自治体が行う取組に対し、必要な支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 29 年 6 月 7 日

全 国 市 長 会